

令和6年教育委員会第1回臨時会会議録

開会日時 令和6年1月26日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 10時52分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子
同職務代理者 谷部憲子
委 員 井口信二
委 員 上原有美江
委 員 壺内 明
委 員 青柳 豊

議場出席委員

・教育次長	中島 俊一	・学校教育担当部長	佐々木健二郎
・教育総務課長	山崎 淳	・学校施設担当課長	小野村守宏
・学校環境整備担当課長	尾崎 隆夫	・学 務 課 長	羽田 顕
・指 導 室 長	谷合みやこ	・学校教育推進担当課長	江川 泰輔
・学校教育支援担当課長	大川 千章	・統括指導主事	木村 文彦
・統括指導主事	青木 大輔	・地域教育課長	高橋 裕之
・放課後支援課長	石川まどか	・生涯学習課長	柏原 正彦
・生涯スポーツ課長	柿澤 幹夫	・中央図書館長	新井 秀成

書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 谷部憲子 委員 井口信二

以上の委員3名を指定する。

開会時刻 10時00分

○教育長 おはようございます。それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和6年教育委員会第1回臨時会を開会いたします。

本日の議事録の署名は、私に加え、谷部委員と井口委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日は、議案等が1件、報告事項等が3件でございます。

それでは、議案第2号「葛飾区文化財保護審議会への諮問について」を上程いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは、議案第2号「葛飾区文化財保護審議会への諮問について」をご説明させていただきます。

まず、「提案理由」でございます。葛飾区文化財保護条例第25条の規定に基づき、葛飾区文化財保護審議会に諮問する必要があるため、本案を提出するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、諮問文（案）をご覧ください。1の「諮問事項」でございます。案件は2件ございまして、まず（1）の「区指定文化財の名称変更について」でございます。アの「対象文化財」は、区指定記念物、東水元熊野神社のタブノキ2株でございます。イの「理由」は、熊野神社にある区指定記念物であるタブノキ2株のうち、鳥居右側の1株が枯れたことにより、倒木の恐れがあったため所有者が伐採し、「文化財の滅失等の届」が、資料3枚目、別紙1のとおり提出されたものでございます。そのため当該文化財の名称変更について諮問するものでございます。

続きまして、2件目です。（2）の「区指定文化財の指定について」でございます。アの「対象文化財」は、区指定有形文化財候補の木造聖観音菩薩立像でございます。対象物件の概要をご説明させていただきます。おめくりいただきまして、資料4枚目の別紙2をご覧ください。本物件の所在地は、表の中ほどにございますように亀有三丁目の恵明寺でございます。さらにおめくりいただきまして、資料下の標記で1ページとなっているページをご覧ください。本件に関し、2名の調査員による調査報告書でございまして、形状や構造などについて、調査結果が記載されております。また、次ページ、像の特徴と制作時期の項目をご覧ください。5行目に記載されておりますとおり、12世紀、京周辺で制作されたものと推測されております。さらに、同ページ下の表をご覧ください。一番上にあります総高、全体の高さでございますが、こちらが110センチ、その下、本体にあります像高、仏像自体の高さにつきましては、約53センチでございます。さらにおめくりいただきまして、3ページ、4ページが仏像部分の写真でございます。さらにおめくりいただきまして、5ページの右側の写真が実際に安置されている状態の全体像となるものでございます。

恐れ入りますが、資料2枚目の諮問文案にお戻りください。2の「答申期日」につきましては、記載のとおり、令和6年3月22日といたしております。

私からの説明は以上でございます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり可決といたします。

続きまして、報告事項等に移ります。報告事項等の1「令和5年度葛飾区奨学資金奨学生採用候補者の決定について」の報告をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、令和5年度葛飾区奨学資金奨学生採用候補者の決定につきまして、ご報告申し上げます。

昨年12月に開催いたしました、葛飾区奨学資金選考審査会におきまして、選考の結果、下記のとおり、採用候補者を決定したためにご報告するものでございます。

まず1番の「対象者及び募集人数」につきまして、記載のとおりとなっております。

2番の「応募状況」でございます。(1)「高校等進学予定者」につきまして、5人の応募がございました。ちなみに昨年度も5人の応募でございまして、(2)の「高校等に在学中の者等」につきましては、1人の応募がございました。

3番の「採用候補者の決定」でございます。学業意欲及び人物、また収入状況等によりまして、審査を行った結果、応募者全員の6人を採用候補者としたところでございます。内訳につきましては、その下に記載のとおり、高校等進学予定者につきましては、公立1人、私立4人、高校等に在学中の者が私立1人というものでございます。

簡単ではございますが、ご報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問やご意見ございましたらお願いしたいと思います。

上原委員。

○上原委員 この方たちの奨学資金は、毎月という形なのか、それとも1年間というのか。どういった形で支給するのかを教えてください。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 支給につきましては、入学時に必要なお金と毎月の学業に必要なお金ということでお支払いをしているところでございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 具体的には、大体どのくらいの金額なのでしょう。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 国・公立と私立で2つのパターンがございます。まず入学に際して必要なお金ということで、国・公立については5万円、私立については10万円でございます。それから、毎月の金額でございますけれども、国・公立は月額1万8,000円、私立で月額3万円ということになってございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 高校も無償化になってきているわけですよね。それでも足りないといいますが、このように借りなくてはならないというような事情があるのでしょうか。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 この制度をご利用いただく方の要件の1つとして、収入状況がございます。こちらにつきましては、生活保護基準額のおおむね1.5倍程度までの世帯収入のご家庭を対象としております。

○教育長 上原委員。

○上原委員 奨学資金をもらっている方のお話を聞かせていただくと、これだけでは足りなくて、高校生になるとアルバイトをしないとやっていけないというような話を聞いたことがあるのです。だから無償化したとしても、こういった奨学金が必要なのだなということを実感させていただきましたので質問させていただきました。

○教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の1を終わりといたします。

続いて、報告事項等の2「令和5年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の実施結果について」の報告をお願いします。

指導室長。

○指導室長 それでは、私から「令和5年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の実施結果について」ご報告をいたします。

まず、この「調査の目的」でございますが、児童・生徒の体力・運動能力・生活習慣等の実態を把握、分析し、成果と課題の検証、そして体力・運動能力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立するというものでございます。

「調査の内容」につきましては、資料にございますとおり、小学校段階では、握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・20mシャトルラン・50m走・立ち幅とび・ソフトボール投げでございます。中学校段階では、20mシャトルランが持久走との選択となり、ソフトボール投げがハンドボール投げとなります。そして、これらの種目をもちまして、筋力・投力・持久力・瞬発力等の力について分析をするということでございます。

そして、生活・運動習慣等の調査につきましては、質問紙調査の形式で行われております。

調査の対象は、小学校1年生から中学3年生までの全学年・全児童・生徒でございます。

それでは、今年度の葛飾の子どもたちの結果についてご説明申し上げます。資料をおめくりください。こちらが今年度の結果でございます。表のうち、網かけ、斜線がかかっている項目が東京都の平均と同等、もしくは上回っているものでございます。ご覧いただきますとおり、身長については、男子で6つの学年で、女子は9学年中8学年で上回り、体重では全ての学年で平均と同等もしくは上回っているという状況でございます。小学校におきましては投力、そして瞬発力が課題となっております。立ち幅とびとソフトボール投げが課題として挙げられます。また中学校ではハンドボール投げ、20m シャトルラン、持久走等の持久力が挙げられまして、こちらにも投力と持久力が課題となっております。

それでは、資料の3ページをご覧くださいませでしょうか。図1に、ここ10年間の結果についての推移をお示ししております。平成30年度をピークに下降の傾向がございます。下降もしくは横ばいという状況にあることが見てお分かりいただけるかと思えます。こちらの傾向は、東京都も同様の傾向でございます。

こちらに関しましては、新型コロナウイルス感染症対策ということで、外遊びにも制約がございましたし、自宅での待機を求められるなど体を動かす機会が減少したことも影響しているかと思えます。これにつきましては、運動実施の日常化が大きな課題となっていたと思えますので、小学校におきましては外遊びの推奨と体育の学習の充実、そして中学校におきましては、これまでも葛飾区では体力アッププログラムに取り組んでまいりましたが、引き続き取り組み、一層充実させるとともに、毎日短時間でも運動の積み重ねができるように運動方法や適度な運動を行うことのメリットなどの知識理解の充実も必要だと考えているところでございます。

それでは、生活習慣等の結果につきまして、資料をおめくりいただきまして、別紙2、そして別紙3をご覧ください。こちらが生活運動習慣等の調査結果でございます。運動に対する肯定的な回答につきましては、今年度も同様に高い水準にあります。そして、図の3を見ていただきますと、運動実施率が中学校になって運動部活動の加入が増えることで、中学校1年生から、毎日あるいは時々の数値が増えていくということが、見てお分かりいただけるかと思えます。

それでは、おめくりいただきまして、別紙3、学習以外での画面の視聴時間につきまして、ご覧いただきますと、昨年度のご報告で3時間以上の視聴が大変高い割合にあるということが課題であるということをご報告したかと思うのですが、図7をご覧くださいませると、前年度から余り改善が図られていないということが分かりますので、今後は引き続き携帯電話やタブレット端末等の視聴時間について、保健の学習やセーフティ教室、また保護者会などの機会を活用しまして、健康的な生活習慣の大切さへの理解、そして改善に向けた取組を進めていられるよう、各学校に指導・助言をしてまいりたいと考えております。

ご報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問やご意見などございましたらお願いしたいと思っております。

壺内委員、お願いいたします。

○壺内委員 葛飾区は体力・運動能力の向上について、よく取り組んでいるなと思っておりますので、このまま継続していただきたい。この3ページの今後の対策のところがありましたように、ぜひよろしくお願ひしたいなと考えております。

生活・運動習慣等の調査で、学習以外での画面の視聴時間が3時間以上というのは非常に多いという印象を受けました。中学3年生は44から45%かな。

1日の運動量は1時間以上が望ましいとされています。ただ、タブレット端末等の画面視聴時間については、勉強する時間とゲームをする時間があると思います。そのゲームをしたりする時間が、何時間ぐらいが望ましいのか。そこについて指導する場合、学校によってそれぞれ違うということは、またおかしいのです。どのぐらいが適切かというのは、学校からも上がってきていますか。教えてください。

○教育長 指導室長。

○指導室長 特段、区から学習以外の視聴時間を何時間にするというような目安は示しておりません。例えば、青葉中学校などでSNSの学校ごとのルールをつくっている資料を拝見しますと「1時間以内にしましょう」のような、一定の時間を子どもたちの中で話し合っただけで決めるなどの取組がございます。しかし、区としての推奨時間や制限時間等は特段、定めてございません。

○教育長 壺内委員。

○壺内委員 私も子どもたちにどれぐらいと聞かれるときがあるので、運動量は1時間以上です。ゲームで遊ぶのは1時間以内だねという話を時々するのです。それが適切なのか、あるいは2時間までは大丈夫なのか、これも各家庭で考えが違うので学校も大変だと思います。そのあたり共通見解持ちながら、ご指導願えればと思います。

○教育長 ありがとうございます。

井口委員、お願いいたします。

○井口委員 今の話に関連して。コロナ禍の前、中学校で全区的に中学校長会がリードして、青少年委員も関わっていたのではないかなと思うのですが、各学校の生徒会でSNSのルールを話し合っただけで自分たちでルールをつくらう。外から決められるのではなくて自分たちでつくらうというのがありました。それで各学校の生徒会長が集まって、中学校長会のリーダーが指導しながら、全区的にルールをつくらう。一生懸命模索した時期があったと思います。単に学校だけの取組じゃなくて、青少年委員の方も関わってくださっていた、とてもいい取組でした。コロナでその後は立ち消えたのですけれども、どうだったのでしょうか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 そういった取組は行っておりました。区としては全中学校の中で、一つ結論が出たと報告を受けているところがございますが、今のところ、そういった取組を全区的に取り組んでいくという計画はございません。しかし、先ほど申し上げたような実践事例がそれぞれございますので、そういった好事例を中学校長会や小学校長会とも相談しながら横展開をして、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育長 よろしいですか。

井口委員。

○井口委員 別の件でもう一つ。2月に本田小で研究発表があると思います。その場で具体的な取組が紹介されたり発表されたりするのではないかと楽しみにしております。3ページの今後の対策の体力・運動能力のところで、各学校における体力向上に関する取組の成果が現れていると書いてあるのですけれども、具体的にこんな取組をして成果を挙げているというようなものが、もしお分かりだったら教えていただきたいなと思っております。

○教育長 指導室長。

○指導室長 委員がお話のとおり、2月7日に本田小学校が東京都の推進校としての体力向上に関する発表を行います。その中では体づくり運動の中で、日々の日常生活にも生かせるような実践事例の紹介もございます。各学校でも具体的に組みこむ事例でございますので、こちらに関しましても積極的に区の中で共有いたしまして、拡げてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○教育長 井口委員。

○井口委員 同じく今後の対策のところで、重点課題となっている立ち幅とびとかボール投げについて、ボール投げに関しては20年、ずっと重点課題になっていると思います。大谷翔平さんのグローブの寄贈がありましたが、野球離れもあるのかなと思っています。葛飾区小学校教育研究会の体育科部では熱心に研究をやっているのです、そういうところに研究の補助金も区から出しているわけですから、区としてもこういう研究進めてくれと、ずっと課題だから何とかならないかということで、研究の取組の依頼なんていうのは無理でしょうか。そういうのも必要かなと思うのですけれども。

○教育長 指導室長。

○指導室長 投力の課題に関しましては、委員がご指摘のとおり、10年、20年ほど前から言われていることございまして、東京都全体の課題でもございます。これの原因を振り返りますと、投動作に関する体育の学習への取組というのは、そこだけ切り取ったものがないと申しますか、ゲームの中で投動作というのが入ってくるのですけれども。遠くに投げることを目指し

た学習ではないということ。また、日常的な遊びの中で、ボールを投げるということが減っていること。また、投動作に取り組む子どもたちが偏っていること。野球をやっている、ドッジボール等の遊びが好きな子と、そうでない子との格差と言いますか、差が激しいということで、平均を取りますとこのように低い数値になっております。傾向としては、投げるのが得意な子と、女子では5メートル程度しか投げられない児童が大勢いるということが課題だと考えております。各学校でも休み時間に投動作に取り組めるような遊具を開発してみたり、葛小教研の体育科部もそういった遊びを紹介してくださったり、地道な取組は進めているのですが、なかなか成果に結びついておらず、各校の課題に、区としての課題になっているところがございます。

現在のところは、投力に関して特化した研究の依頼をする予定はございませんが、今後も引き続き体育部とも協力をして、区からの発信を続けていきたいと考えております。

○教育長 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

青柳委員、お願いいたします。

○青柳委員 生活習慣の調査の件で、1日の学習以外のタブレットもしくはスマホの視聴時間についてなのですが、調査では上限が3時間以上と書いてあるのですが、今の中学生や小学生は1日3時間どころではなくて、5時間、6時間見ている子が大勢なのかなと、保護者の立場から感じているところです。

その理由としては、昔みたいに音楽を聴くとか、読書するとか、雑誌を見るとか、全てそれがスマホでできてしまうので、そういうところを鑑みたときに、数値を3時間以上ではなくて、選択肢を増やしてみるのも一つではないかなと思います。また、それだけ長くスマホなりタブレットなり、手元のものを見続けるということで、視力や姿勢、ストレートネックの問題が一時言われていましたけれども、その辺が影響として出ているのではないかなという思いもあるので、できればその辺も含めて、今後、調査していただけたらありがたいと思いますし、警鐘を鳴らすといったことで、視聴時間を短くしていくという形になったらいいのではないかなと感じましたが、いかがでしょうか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 こちらの調査項目につきましては、東京都が作成しているものでございまして、恐らくここ数年はこの3時間以上という調査項目が続いていくものかと考えておりますが、青柳委員のご発言にございましたとおり、5時間、6時間という子がこの中には内在しているということは感じているところでございます。

やはり、保健の学習、また学級活動等の時間、保護者会等で長時間の視聴が体に与える影響、特に小・中学生は成長期にありますので、そういったところで、私たち大人よりも影響が多いということも含めて、知識として理解をさせる。それは大変重要なところだと感じております。

ので、学校にも働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○青柳委員 ぜひ、よろしくお願いします。

○教育長 よろしいですか。

○青柳委員 はい。

○教育長 上原委員、お願いいたします。

○上原委員 青柳委員の関連になるのですけれども、いつも思うのは、例えば運動も運動すればするほど上手になるのです。だから、みんな一生懸命やる。ゲームもやればやるほどうまくなるのです。そして、運動能力のある子はそれで認められるかもしれないけれども、ゲームが上手であるということが、人間関係の中では非常にいい立場になる。だから、余計練習するのです。それが難しいなと思うのです。そういう意味で、駄目というわけにもいかない。この子たちにとってのゲームは人間関係を良好にするための一つのアイテムでもあるわけです。昔のことを言っただけとはいかないけれども、私たちが「8時だよ!全員集合」を見ていないと、翌日学校に行けないとか、それと同じようなもので、会話の中の中心がそういうゲームの話になってしまう。そういったことがあるからこそ、こういう問題はとても難しい。

一番、私困るなと思うのは、ゲームで一生懸命やるとかいうのではなくて、ただ単にネットを見ているのが何の身にもついていないから、ある面では危ないのかな。だから、その辺を分かってあげて指導していかないと、子どもたちに「はい、何時間です」と言っても、きっと納得しないと思う。その辺の難しさを感じます。

ですから、ただ単に何時間にしなさいではなくて、親子で内容を話し合えるようになれば、一番いいのかなと思っています。ゲームも小さい画面では疲れるからといって、親御さんが大きな画面でやらせている家庭もあるわけです。そういった家族で努力もしているのです。eスポーツというものもできましたから、今後も課題になると思うのですけれども、こうであらねばならないみたいなのではなくて、内容をお互い話し合える、学校でもそういうような形で各保護者の方に取り組むような話をしていただくと、もっと親子関係もうまくいくのではないかな。ただ、親が学校で何時間と言われたから何時間よ。もう切りなさいとか言ったら、きっと反発すると思うのです。隠れてやると思うし。そういうことをしないで済むような形にしてもっていくというのは必要なのではないかなと考えましたので、質問させていただきました。

○教育長 指導室長。

○指導室長 委員がお話のとおりeスポーツという種目が確立されておりますので、一概にゲームも否定してはいけないと思いますけれども、依存症ですとか、中毒性ですとか、それによる昼夜逆転といった具体的な事例を何度か経験したことがございます。

そこには、家庭の教育力と申しますか、保護者の考え、そして家庭での取組が大変重要になってくるかと思っております。例えば、保護者を巻き込んだ、SNSルールについての研修と申しますか、啓発の機会ですとか、そういった機会を積極的に設けるように学校にも働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 今の委員からのお話のあったとおり、家庭での普及啓発も大事だと思っております。葛飾区では、「かつしか家庭教育のすすめ」という冊子をつくりまして、その中では「SNSかつしかっ子ルール」といったものを定めております。先ほど委員がおっしゃったように、何時間という決めではなく家族で話し合おうという内容になっております。一例として、「平日は午後8時まで、休日は午後9時まで」というルールを家族で話し合っただけで決めてくださいといった普及啓発をしておりますので、指導室と協力しながら各家庭により浸透していくように努めさせていただきます。よろしく申し上げます。

○教育長 よろしいですか。

○上原委員 はい。

○教育長 ほかに、いかがでしょうか。

谷部委員。

○谷部委員 いろいろありがとうございます。家庭教育のことをお願いしようかなと思っておりました。この数字を見ると割と衝撃的なので、公表していいのであれば、こうなんだということ保護者の方が分かっているのかなと思っております。

昨日、小学5年生の女の子と話していましたら、ほぼほぼ動画の話、YouTubeとかTikTokとかそういう話になります。通分とか、分数の引き算とかをやっていたのですけれども、勉強でさえ、「YouTubeで見て勉強するから大丈夫」と言われてしまいました。YouTube見るぐらいだったら、学校の授業中に真剣に聞いてという話しをしたのですけれども、「そういう時代なんだな」と感じました。保護者が動画を視聴する時間も今はすごく長いので、本当に難しいとは思いますが、家庭で話し合うことをお願いしたいなと思っております。

去年も申し上げたのですけれども、小さいときからの何げないボール投げの動作とか、そういったものはすごく大切だと思います。投げる能力が、すごく低いですよと知ること、うちの子はどうだろう、と思われる保護者の方もいらっしゃるのではないのかなと思っております。せっかく大谷選手のグローブも来ましたので、学校だよりなどを通じて、ご家庭でも投げることを考えてもらうきっかけにしていただけたらなと思っております。

○教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

今、頂きましたご意見などを踏まえて、教育委員会としても各課、それぞれの課で連携して

取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で報告事項等の2を終わりといたします。

次に、報告事項等の3「『第9回キャプテン翼CUPかつしか2024』の実施結果について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、「『第9回キャプテン翼CUPかつしか2024』の実施結果について」ご報告をいたします。

「日時」は、令和6年1月6日土曜日と7日日曜日の2日間で予選・決勝を実施いたしました。1月6日は、開会式の後、キックオフで開始をいたしまして、夕方にはゆかりの地交流会を、小松中学校体育館で行いました。1月7日は、子どもたちの試合のほかエキシビジョンマッチを行いました。

「会場」は、私学事業団総合運動場で、ゆかりの地物産展、サッカー体験コーナー、区民サッカー交流会等のイベントを実施いたしました。

エキシビジョンマッチの結果といたしましては、南葛SCと明和FCを仮定した試合を行いまして、0対1で明和FCが勝ちました。

「天候」は2日間とも晴れでございました。「参加人数」は、延べ2万1,381人で、1月6日が、観客等で1,970人、裏面にお進みいただければと思います。1月7日が、観客等で4,830人、各イベント参加者数につきましては、1万4,581人となりました。

「試合結果」といたしましては、ゆかりの地チームが7チーム、葛飾区から7チーム、近隣から4チームの合計18チームで試合を行いまして、順位は表のとおりとなっております。

なお今回、大きなけがはございませんでした。

ご報告は以上となります。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございましたらお願いしたいと思います。

青柳委員。

○青柳委員 私もサッカー協会に携わらせていただく中で、こういった大きな大会が葛飾区で開催されて、大勢の人がサッカーを楽しまれるというのは、本当にありがたいことだなと感じています。

引き続きこういう事業を続けていっていただけたらありがたいと思っています。関係者の皆様、お疲れ様でした。ありがとうございました。

○教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等の3を以上で終わりといたします。

本日、ご用意いたしました案件については、以上でございますけれども、その他何か、各委

員の皆様からご質問などございましたら、お願いしたいと思います。

上原委員。

○上原委員 これは、現場の方から伺った話なのですがすけれども、用務主事をやっていた方がパソコンの番号と言うのかな、それを校長先生に教えてくださいと言ったときに、「これは教職員しか使えないので駄目です」と言われたそうなのですが、本当にそうなのでしょうか。

○教育長 学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 学校に教員向けに配付させていただいている端末については、教員に1人1台と、学校に共用端末として5台配らせていただいています。教員の方については、番号、恐らくIDとパスワードのことだと思うのですが、それぞれ設定させていただいています。共用パソコンにつきましては、共用のID、パスワードというのを用意させていただいております。この環境を用意している目的が、教員の方の校務事務や成績処理ですとか、保健の管理といった、教員の校務事務に関するものと、授業で使うために用意させていただいているということになっています。ですので、こちらのシステムをつくる時には、用務の方が使うという想定はしていなかったところなのですが、校務に当たるものということであれば、共用のアカウントを使っただけということも可能であると思います。しかし、用務の方がどのような目的で、どういう業務をされようとしていたのかが、分からないところがあります。環境としては、まず一つこちらがございませぬ。

もう一つは区長部局で行政用のパソコンというのを各学校に3台、配らせていただいています。そちらについては管理職の校長先生、副校長先生はそれぞれ1台ずつと、その他ということで各学校1台ということで、メインは事務職員の方が支払いなどで利用されていると認識してございませぬ。

ですので、端末は大きく分けると2種類ございませぬけれども、用務の方が、こういった業務をされたいかによっては、教員用のパソコンを使うべきかもしれませんし、行政側のパソコンを使うべきかもしれません。今回、こういったお声が上がったというところを認識したところですので、用務員を所管している教育総務課と連携を取って、目的に応じて使える環境を用意できるかどうかについては、今後、確認させていただきたいと考えてございませぬ。

○教育長 上原委員。

○上原委員 校長先生もそんなに悪気はないのだと思うのだけれども、教職員しか使えないというような言い方をしたみたいなのです。そうすると用務の方も一生懸命、学校のために尽くしているのに俺たちは違うのかとか、仲間外れにされているみたいな、そういう感覚を受けたようなのです。

その方が言うには、昔は書類とかはほぼ全部手書きだったのですと。用務は、ほぼ手書きで

やるという考え方できているみたいなのです。だけれど、今は結構パソコン使える人たちもいっぱいいる、そのほうが早いという人も多いわけです。どちらの課の仕事なのかは分からないのですけれども、仲間外れ的にしてしまうと、せっかくやる気でいた人も、やる気ではなくなるではないですか。各学校によって違うかもしれないけれども、その辺も今後考えていただいでください。一律に教職員しか使えないのですと言われてしまうと、ちょっといかなものなのかなと思いましたので、質問させていただきました。

しっかり今後考えていくことであれば、よろしくをお願いします。

○教育長 指導室長。

○指導室長 校長の対応が丁寧ではなかったのだということを感じているところでございます。用務の方も立派な教職員の1人であり、学校のメンバーの1人です。どんな形でお伝えするかは熟考いたしますけれども、校長会長にて相談をさせていただきたいと思います。もしよろしければ、その方に大変丁寧ではなかったということをお伝えいただければと思います。申し訳ございませんでした。

○上原委員 結構です。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。何かございますでしょうか。

谷部委員。

○谷部委員 今回の能登半島地震を受けまして、防災対策について少しお話をさせていただきたいと思います。特に地震の対応なのですけれども、まず学校においては避難計画もあるでしょうし、児童も含めた避難訓練等もされていると思います。わくチャレについても、安全対策マニュアルというものをつくっていただいて、地震のことについて詳しく記載しておりますが、今回、いま一度その検証もしていただきたいかなと思っています。

校内の安全箇所とか、危険箇所の検証や装備品の確認をしていただくとか、わくチャレにおきましては、スタッフの方にいま一度、そういったマニュアルを見て、熟知していただくということなどを呼びかけていただきたいかなと思っています。

また、違う問題として、震度5以上になりますと保護者の方に迎えに来ていただくということになっておりますけれども、防災対策という観点から行くと、帰宅困難者になりそうときはそこにとどまるように、混乱を防ぐために、無理して帰宅せずにそこにとどまるように呼びかけています。そうしますと、保護者の方も引き取りに来られないという事案が発生します。教員の方とかスタッフは、もちろん子どもたちを守るのですけれども、学校ですので、時間が経つと避難所になっていったりするかと思います。私も関わらせていただくなかで、避難所を開設、運営するところに子どもたちが多く残っているかもしれないということが、全く想定されていないので、そこは防災課の話になってくるのだと思いますけれども、避難所運営の中には、学校の職員の方も入っていただいているので、今後、子どもたちが大勢残っていたらどう

するののかということも、観点の一つにしていけないといけないのかなと思っています。

保護者の方にもそういったことを周知しておくということも大事で、今回はたまたま1月1日で子どもたちは家庭におりましたが、東日本大震災のときは、下校している子もいたし、学校にとどまっていた子もいたという感じでした。あの日、私も実際に体験して、学校に駆けつけて、最後の子が帰宅したのが8時頃で、他校もそんなに変わらなかったと聞いているので、今、考えるととても早かったなと思っています。ただ、今後そういったことも考えられると思うと、子どもたちを守るためにどうするのかという、あらゆる想定をいま一度、この機会に考える機会を持っていただけたらなと思いましたので、お話しをさせていただきました。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 ご指摘のように、災害有事の際は、お仕事されている方は会社から出ないようにといったようなことが指摘されております。こうした我が国の対応を踏まえた上で、各学校においても危機管理マニュアルというものを策定して、必要に応じて改訂しているところでございます。天災に限らず、不審者侵入事件など、そういったものを契機に、文部科学省から各自治体に対して、実情に応じたマニュアルに見直すようにということで、都度、指示があるところでございまして、本区としても、その指示に基づいてしっかり対応できるマニュアルに変更してきているところでございます。

ただ、今、お話あったように子どもが帰れないという状況、教職員がしっかり子どもたちを守るということと、避難所となって近隣の方が逃げ込んでくるといったところでの混乱なども想定されるわけです。今回の震災の状況を踏まえまして、そういう際の対応をどうするかということについては、学校それから私ども区職員、改めて確認する必要があると認識しておりますし、また保護者の方にもどういう対応をしていくのかということを改めてお知らせする機会になるのだろうと認識しております。

いずれにしても、この能登の震災ではありますけれども、これを契機として改めてしっかりとした対応、区としても取り組んでいきたいと思っております。

○谷部委員 ありがとうございます。

○教育長 防災対策につきましては、1月1日に地震・津波がありましたので、何か起きたときの初動の動きについて、こういった機会を捉えて確認するように校長会、副校長会でも話したところでございます。

けれども、まだまだ完璧ではないと思いますので、引き続き対応してまいりたいと思います。

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和6年教育委員会第1回臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 10時52分